民間検査機関だより

No.41
平成25年1月15日発行

新潟県民間環境
検査機関協議会
（略称「民環協」）

大佐渡　石名天然杉

新潟県は地球温暖化対策として、カーボン・オフセットに取組んでいます。

この石名天然杉の巨樹が育つ佐渡の地を最初に選び、現在、約100社の企業がこの制度に参加しております。

多くの団体や個人が参加し、いつまでもこの自然を残してほしいと思います。

写　真　　　森 本 幸 一
（一財）新潟県環境分析センター

平成24年度 新潟県民間環境検査機関協議会（民環協）事業報告

○通常総会　平成24年6月15日
平成23年度収支決算
平成23年度事業報告
平成24年度事業計画
平成24年度収支予算

○理事会　平成24年6月15日
平成24年9月24日

○部会理事会　平成24年9月24日

○甲信越環境測定機関協議会への参加
平成24年9月28日～29日

○新任者基礎教育講座の開催
平成24年9月14日

会員が行っている主な業務

○ 健康で安心できる生活のために
- 飲料水、簡易専用水道の検査
- 食品の成分分析や添加物検査
- 病原性細菌などの衛生検査
- レジオネラ検査
- 残留農薬の検査

○ 快適な生活環境を守るために
- 公共用水域、工場排水などの水質分析
- 浄化槽の法定検査、放流水検査
- 焼却場、ボイラー等の排ガス測定
- 土壌中の有害金属等の分析
- 作業環境測定
- 焼却場、工場などの悪臭物質の測定
- 工場や生活環境中の騒音、振動測定
- シックハウス濃度調査

○ 新たな環境問題に対応するために
- 排ガスや環境中のダイオキシン類測定
- 遺伝子組み換え食品の分析
- 空気や建材中のアスベストの測定
- 食品や環境試料中の放射性物質の測定
- 空間放射線量率の測定

○ 自然環境を守るために
- 大規模開発に伴う環境アセスメント
- 各種環境調査、解析
  水質、底質、土壌等の調査
  動物、植物等の生態系調査
  騒音、振動、交通量調査
  環境大気等の調査
  日照、景観等の調査
  酸性雨・雪等の調査
  廃棄物関連の調査

○ 環境保全型社会づくりの支援
- ＩＳＯ１４０００ｓ認証取得の支援とコンサルティング
- 環境保全、復元、創造のためのコンサルティング

精度管理部会活動報告

精度管理部会長　大 湊　透

精度管理部会は、我々検査機関が重要視しなければならない分析精度の向上を目指す部会として外部精度管理、内部精度管理をつうじて会員機関同士の技術交流・情報交換を行っています。

本年度は、平成24年7月に開催された全体会議の計画等に基づき以下の活動を行っております。

１．会　議

精度管理部会　全体会議

開催日：平成24年7月24日

場　所：（一財）下越総合健康開発センター

参加者：精度管理部会所属11機関中、11機関14名出席

内　容：平成24年度部会計画として具体的な内容の討議を行いました。また、会議終了後開催場所である（一財）下越総合健康開発センター様の事業所を見学させていただきました。

２．部会活動

（１）　外部精度管理の実施（平成24年10月試料配布、12月報告期限）

対象試料：模擬水質試料（2試料）

（1, 4－ジオキサン）

対象試料：模擬排ガス吸収液試料（１試料）

（窒素酸化物、硫黄酸化物）

（２）　内部精度管理

「採取から分析着手までの検体管理体制」について研修会で討議を行います。

（３）　精度管理に関する研修会

上記外部精度管理、内部精度管理の内容について、研修会（計量証明部会と合同）を平成25年2月下旬頃に開催する予定です。

計量証明部会活動報告

計量証明部会長　大 瀧 晴 恵

計量証明部会は、環境計量証明事業に係る分析･測定技術の向上を目的として発足した部会ですが、現在、民環協の全機関（13機関）が加入しています。

今年度の部会活動は、総会で承認された事業計画に従い、以下に示す内容で行っています。

１．定例全体会議
日　程：平成24年5月18日（金）
場　所：新潟東映ホテル
出席者：12機関12名
内　容：平成23年度事業報告及び収支決算報告について
平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

２．役員会
日　程：平成24年7月4日（水）
場　所：一般財団法人　新潟県環境分析センター
出席者：部会長・副部会長・日環協インストラクター4機関4名
内　容：平成24年度事業内容について（新任者基礎教育講座、技術研修会、視察研修　他）

３．研修会
⑴　新任者基礎教育講座
日　程：平成24年9月14日（金）　10時～19時
場　所：万代シルバーホテル
参加者：10機関29名
内　容：日環協の「新任者教育テキスト」（第3版・2011年）に準拠
１．計量法及び環境関連法規（桑原　豊）
２．労働安全衛生（大瀧 晴恵）
３．精度良い測定のために1
サンプリングから環境測定に関する化学分析の基礎（矢島 和幸）
４．精度良い測定のために2
測定値の計算から化学分析におけるデータの取扱い（小嶋 智二）

⑵　技術研修会
日　程：平成24年10月19（金）～20日（土）
場　所：メイワサンピア
参加者：8機関16名
内　容：「節電の取組状況 Part2」各機関による節電事例についての発表及び意見交換

⑶　合同研修会（精度管理部会及び計量証明部会）
平成25年2月下旬に、精度管理部会と合同で開催する予定です。

４．県外視察研修
日　程：平成24年11月9日（金）～10日（土）
参加者：8機関9名
視察先：東北緑化環境保全株式会社　環境分析センター（宮城県多賀城市）

５．日環協・関東支部環境セミナー in Takasaki
日　程：平成24年7月12日（木）～13日（金）
場　所：エテルナ高崎

水道・食品部会活動報告

水道・食品部会長　小川　昭

水道・食品部会は、水道水及び食品に係る検査技術の向上を目的に2つのグループを設け、グループごとに検査技術に関する研修、広報活動及び情報交換を行っています。本年度の事業活動は、部会全体会議において審議された事業計画に沿って行っています。本年度の活動内容について報告します。

1．会　議

部会全体会議

開催日：平成24年5月18日
場　所：新潟東映ホテル
出席者：水道食品部会7機関（7名）
平成23年度事業決算報告
平成24年度事業計画等について

全国給水衛生検査協会 関東甲信越支部理事会

開催日：平成24年6月14日
場　所：栃木県宇都宮市　宇都宮東部ホテルグランデ
出席者：郷給衛協担当役員
平成23年度事業決算報告
平成24年度事業計画等について

2．部会活動

(1) 20条グループ

水道関係技術研修会

開催日：平成24年11月2日
場　所：新潟東映ホテル
内　容：LCMSMSを用いた水道中のハロ酢酸分析の最新動向と新技術
HPLCを用いた水道中の非イオン界面活性剤分析の最新動向と新技術

(2) 食品グループ

食品関係技術研修会

開催日：平成25年2月
場　所：未定
内　容：未定

(株) 県都食品環境分析センター

〒950-0022　新潟県新潟市東区幸栄1-7-12
TEL 025-270-8890　FAX 025-270-8132
公式ホームページ　http://kentosyokuhin.co.jp

平成４年７月１日付で県都食品環境分析センター（個人）を現在の新潟市東区幸栄１丁目７−12に、食品検査を中心とした検査センターとして業務を開始しました。県内の食品企業を中心とした多くの皆様方から多大なる御支援を頂きながら、平成23年６月１日付で新たな法人組織を(株) 県都食品環境分析センターとしてスタートすることが出来ました。

昨今、特に注目されている「食の安全・安心」に不可欠な検査を、より正確・迅速かつ適正な料金で依頼先に提供出来る様に努力してまいりました。

人が生活する上で様々な問題が過去から現在・将来にわたって発生してくる中で目に見えないものを具体的な数値にする事で、より安全で安心な生活環境を構築するお手伝いをしていくのが私共の大きな使命と考えております。

山古志が発祥の錦鯉の特定疾病である鯉ヘルペス（ＫＨＶ）・鯉春ウイルス血症（ＳＶＣ）の検査を「新潟県輸出錦鯉衛生証明書発行ガイドライン検査機関」として実施しております。

食品に係わるクレーム（異物の特定や食品事故）などの、原因究明や賞味期限の設定に伴う相談等、様々な依頼が増加しております。昨年の原発事故に伴う放射能検査やノロウイルスの検等、平成４年当時には検査依頼自体、存在しなかった項目も増え、今後も検査機関として依頼者の多様なニーズに応えられるべく、努力してまいります。

・新潟県食品衛生協会推奨検査機関
・計量証明事業所
・登録衛生検査所
・登録建築物飲料水水質検査業
・新潟県輸出錦鯉衛生証明書発行ガイドライン検査機関

◎　業務内容

○食品関係
- 細菌検査
- 栄養成分試験
- 農薬等・有害物質試験
- 添加物試験
- アレルゲン試験
- 飲料水試験
- 放射能試験

○臨床関係
- 腸内細菌
- ノロウイルス
- 寄生虫

○ウイルス関係
- 錦鯉特定疾病検査

○環境関係
- 排水検査
- 土壌検査
- 大気試験

■ ひとりごと ■

社団法人　新潟県環境衛生中央研究所　小 森 敦 子

2012年5月母が他界した。

特に持病もなかった母が、突然自宅のお風呂の中で逝ってしまった。

私は、地元に嫁ぎ、いつでも会いに行ける距離に甘んじ、それぞれの趣味を楽しみ、そこそこ仲良しな両親に何の心配もしていなかったので、母の死は晴天の霹靂だった。

ゴールデンウィーク前、長岡の「江口だんご屋の豆大福が食べたい」と暗に連れて行って欲しそうだった母に、私は返事をはぐらかし、次の休日でいいかと連絡しないでいた。変わり果てた母に会った時、その事が悔やまれてならなかった。

もし、その日私が連れて出かけていたら、顔だけでも出していたら、電話一本でも入れていたらと･･･その気持は半年経った今も変わらない。大げさではなく母を想わない日はない。

家族でお茶を飲めば、甘党だった母を思い出し、祭り好きだった母。御神輿を引く私達家族に孫の名を呼び手を振る母の姿が思い出され、今年は祭り場に行く気になれなかった。

私ってそんなに母を慕っていたっけ？いや、ごくごく普通の親子、母娘で旅行なんてちょっと照れくさくて考えられなかったし、典型的Ａ型気質の母と、バリバリＯ型の私。子供の頃から何かにつけ反発し、母を泣かした事もあった。

母は自分の趣味でもある茶道を一緒に楽しむ様な、おしとやかな娘に育てたかったようだが、残念ながら真逆な女になってしまった私。結婚話が出た時が最悪な状態、猛反対され、初めてビンタされた。その時は生んでもらった恩は感じるけどこの人とは絶対無理！って思った。悩んだ末に私は危うく怪しい新興宗教に走りそうになって、でも、なんとか認めてもらい結婚することができ、私も子を持つ母となった時、月並みだけどようやく親の気持ちが徐々に理解できる様になってきた。

とにかく明るく、おしゃべり好きで、家族や周りの人を和ませてくれた母を見習いたいとも思えるようになった。そういえば、現在のこの職場を求人案内表の中から最初に見つけてくれたのは母だった。私の性格を一番わかっていたのかもしれない。

親子って不思議、あんなに甘党を嫌っていたのに年を重ねるごとに正月の小豆煮が甘くなるような気がするし、天然ボケの様な母の行動を冷めた目で見ていたのに私も同じ事してる。

お墓に対する思いも変わった。この中に母の一部分が眠っていると思うと月命日にはお墓に行かずにいられない。その場を離れ難く、自然に手を合わせると泣けてきてしまう。

遺品整理で見つけた母の「覚え書帳」、両親の金婚式記念に出かけた唯一の家族旅行の日には「人生最高の日」と書かれていた。

親の死とはこういうものかと思い知らされている。しかし、これを書かせもらうと決めてからの数週間、自分の気持ちを書き出し、整理していくうちに、ようやく母に対する想いを素直に受けとめられるようになり、今度の月命日は泣かずに墓参りできそうだ。

この機会を与えていただいた事に感謝している。

■　懐かしくも年末行事を思い出して　■

一般財団法人　上越環境科学センター　藤 田 章 男

毎年、年の瀬ともなるとお正月に備えたドタバタ劇が、我が家のなかで定番行事の如く繰り返される。その中のひとつに節句の一番目にあたる正月の料理として、「おせち料理」が新年を迎える祝い膳のひとつとしてあるが、どうするかで話が盛り上がる。最近は、ダイレクトメールによるカタログ、スーパーのチラシ類といったものが送られてきて見る機会が多くなった。食事の合間にダイレクトメールで送られてきた老舗料理店のカタログに目を通していて鮮やかな料理に目を奪われている事に気づき、何気なく時代の流れを感じた。最近ではデパートやスーパーをはじめインターネットなどで購入できる事もあり、調理の手間いらずといって良いものか、それとも拘り料理のおいしさを広く味わえる嬉しさ、いずれにしても重箱の重みも家の風習も薄れてきたなと思いながらも、我が家の正月スタイルの変化を感じつつ、懐かしくも思えた年末行事を思い出した。

その壱、正月用のお供え餅、「鏡餅」を飾るにあたり「餅つき」の行事があった。

石臼をゴロゴロと庭に出し、臼、杵を洗い、薪などを用意し、蒸籠でもち米を蒸す光景があった。蒸したもち米の香りがたまらず蒸し加減を言い訳に頬張り、鼻腔内をも刺激されるような香り、そして熱々の感触も相乗した満足な味わいがあった。返しの呼吸に合わせ一気につきあげる餅つきは楽しかったが、のし台に乗せる前のお楽しみもあって、一口サイズに捻り取られたつきたての餅をきな粉、あんこ、大根おろし等を絡ませ賞味できる。色々と味わえるなかでもおろし餅が特に美味しく、醤油ベースの辛味の中で甘みが口の中に広がる。これがつきたてと合わさって味わえる至福の瞬間であったし、いびつな形ながらもお供えが勢揃いする光景が年末行事としてあった。

その弐、一年間の調理を司る「味噌作り」の行事があった。

味噌作りは町内行事でもあって大きな味噌釜が用意され順番に使われていた。その行事が始まると何処となく隣家から味噌豆（大豆）を煮る香りが漂い流れてきて、寒仕込みの開始を告げるような風物誌を思わせる光景があった。味噌作りは「味噌豆を煮る」、「ミンチにする」、「麹と混ぜる」等の作業があって、餅つき同様に煮あがった豆のほのかな香が鼻を大いに刺激するものとなっていた。更に味噌作りには欠かせない手動ミンチ機なる面白いものが登場するが、四本脚の上に大きな円形状のハンドルにグリップが付いたミンチ部（横円筒状）が付き、その上に煮豆を入れるラッパ状のブリキ製投入口が乗っかったレトロな道具があった。煮豆を入れハンドルを回すと“にょろにょろ”と潰されて出てくる。これが面白く専属として楽しんでいた。あとは、家庭毎のお好み加減の比率で寝かせておいた麹、塩を混ぜ、団子状にして樽の中で来秋くらいまで寝かせ家庭の味として美味しく頂く、そんな光景が年末行事としてあった。

いずれにしても食生活も変わり、簡単便利でおいしい食材、調理品がある現在においては昔話であって古い物事に思えるが、完成品（販売品）ばかりを見ていては「もったいない」といわれるような大切にする気持ちが薄れてしまうような気がした。

懐かしくも年末行事を思い出し、改めて食材のありがたさ、あじわいさを感じた。

■ 特許と環境分析 ■

株式会社 クラレ新潟事業所　林 原　広

小生、環境分析の業務に携わるようになって3年目となりますが、それまでは弊社の知的財産部で特許業務を行っていました。前職と現職での測定の考え方のギャップについて書いてみようと思います。

特許として登録されるためには、対象となる物について新規性及び進歩性の両方を有することが要件とされています。

まず、新規性を有するためには、対象となる物がこれまでにない物質であることを示す必要があります。とはいえ、世の中にある純物質で全く新規な物質を見出すことは困難ですので、大概は様々な既知の物質を組み合わせてそれらが特定の範囲の組成比を有する組成物として新規性を主張することとなります。

進歩性を有することが認められるには、物について新規な効果が認められること、又は、既存ではあっても顕著な効果を有することが必要です。この顕著な効果とは、単純な組み合わせによる最適化だけでは認められず、例えば、ある物を特定量添加することによって相乗的に大きな効果が現れる、といったストーリーが必要となります。

特に生産段階にある既存事業の競争力を維持・拡大していくためになされる特許出願においてそのような要件をクリアするにあたっては、新規性の主張において既存の組成物に新規な要件を追加するとか構成物質のグレードや組成比を少し変えてみるといった主張を行うことが、また、進歩性の主張においては、既存事業の維持が目的であれば対象は既存の効果の向上ですので、既存かつ顕著な効果があると主張することが往々にして行われます。

そのような状況下では、顕著な効果を主張するために、測定方法として出願人独自の方法を記載し、その測定で得られたパタメーターを特許の要件とすることがよく行われてきました（最近は認められない傾向が強まってきましたが）。また、その結果についても統計的な裏づけがあるかどうかもわからないようなものがあります。他社特許をチェックする立場としては、そのような測定方法や結果を特許の明細書の中にある記載のみで把握する必要があるためにその測定方法を再現していることに自信が持てなくなることもあり、逆に言えば、必要最小限の記載があればあいまいであればあるほど特許としては厄介なものに感じることがありました。その意味で測定方法とは、あいまいであっても当たり前とさえ思えるものでした。

それが、環境分析の世界では全く勝手が違うように感じました。測定の手段はJIS等の規格に基づいて明確に提示され、提示される結果は不確かさの程度も明示されることも多く、その信憑性において環境分析が優れていることについては疑いがありません。

公衆に正しい測定結果を提示することを業として行うことにやりがいを感じつつ、同じく公衆に結果を提示するものでありながら、曖昧な中に権利主張の余地を残そうとあくせく対応していた頃も懐かしい、今日この頃です。

■ 幕の内弁当から見るバランス感覚 ■

一般財団法人　新潟県環境分析センター　片岡憲昭

例えば、お昼の休憩時間などで昼食に幕の内弁当が出た時、その楽しみ方はいくつかあるだろう。その一つはもちろん味であり、料理の一番の楽しみである。他にも、限られた空間の中で、まるで一枚の絵を描いたかのように数多くの食材が美しく並べられ、見た目でも楽しむことができる。さらに、多くの皆さんは箱を開けた時に目の前にあるおかずをバランスよく食べるはずだ。始めにアジフライをかじり、白米を一口。次に、だし巻き卵を食べてからお茶を飲む。そして天ぷらを口に入れて･･･と、結果的に弁当の見た目は乱雑なものになるが、こうすることによって最後までおいしく頂くことができる。

それは私の場合、カツカレーを食べるときも同じようにする。最初はルーとご飯だけで食べ、次にカツにカレーをかけてご飯と一緒に食べる。その次に福神漬に手を出し、その次はまたカレー･･･と、最後の最後までバランスを重視して食事を進める。それが今のところ、僕にとっての“普通”なのである。もちろんそれは私だけの普通なので、別の人から見れば全く普通でないこともある。真っ先に、らっきょうから平らげるのがマイルール！という人もいるだろう。ひとそれぞれ、というやつだ。人はそれぞれ独自のバランス感覚を有している。それは食事の場面だけじゃなく、人間関係や仕事の進め方についてもそれぞれのバランス感覚に従って行動している。しかし、その感覚があまりにもかけ離れていた時にお互いの関係が崩れる可能性が出てくる。ここで、私が古くから知っている人物であるが、私と価値観が合わなかった例を下記にご紹介する。

“欲しいんですよ。何もかもが。欲しい！と思った瞬間、気持ちが止められなくなってしまうんです。こう言ってしまう私をひどいやつだ！と思ってしまう人もいるでしょう。けれど、そんな人に僕は問いたい。友情って、友達ってなんなのかとね。本当の友達と言うのは困っている時、あるいは何かを欲しがっている時に協力してくれるのが筋です。それを忘れてひたすらに「俺たちって友達だろう？」なんていう風潮、私は許したくない。本当の友情とは自己犠牲の上に成り立つものなのです。だからこそ、私は友人の所有する物を際限なく欲しがる訳ですが、それは彼らを『友人だ！』と認識しているからなのです。道行く他人が高価なアクセサリーを持っているからって、それを欲しがるようなことはしません。それは犯罪になりますからね。誤解されることが多いと思いますが、僕の言動の根底には『俺たちって友達だろう？』という思いがあること、それは確かなことです。『お前のものは俺の物、俺の物は俺の物』”。

私にはこの価値観が分からなかった。理解しようとしたけど、人のものは人のものだと思う。しかし、実際に私はこの人物と出会ったことがなく、TV 画面の向こうで活躍しているのをみているだけだ。もしかしたら、出会ってから価値観が理解できるかもしれない。まぁ、絶対に出会えないが･･･。

幕の内弁当は見た目でバランス感覚がとれるけど、人間関係のバランス感覚は目には見えない。そのため、相手に合わせるか、自分に引き寄せるか。いずれにしても、相手のバランス感覚を理解していくこと。これがお互いの関係を築く上で重要じゃないかと考える。

平成24年度新任者教育講座報告

計量証明部会長　大 瀧 晴 恵

新潟県民間環境検査機関協議会では、会員機関における品質を向上させるため、（一社）日本環境測定分析協会関東支部の助成のもとで、今年度、新任者教育講座を開催しました。今後のより良い教育講座開催に向けての資料とするため、講座終了時に受講者の皆様にアンケートのご協力をお願いしたところ、多くの貴重なご意見をいただきましたので概要についてご報告いたします。

1．講座の概要

⑴　開催日時：平成24年9月14日　10時～19時
⑵　開催場所：万代シルバーホテル　昭和の間
⑶　参加者：10機関29名
⑷　講座の内容及び講師（日環協インストラクター）
日環協作成の新任者教育テキスト（2011年版）及び講師作成の資料を使用し、以下の内容で実施しました。
講義1　「計量法」及び「環境関連法規」（一財）新潟県環境衛生研究所　桑原　豊
講義2　労働安全衛生　（一財）新潟県環境分析センター　大瀧　晴恵
講義3　精度良い測定のために1（サンプリングから環境測定に関する化学分析の基礎）
（社）新潟県環境衛生中央研究所　矢島　和幸
講義4　精度良い測定のために2（測定値の計算から化学分析におけるデータの取扱い）
（一財）上越環境科学センター　小嶋　智二

2．アンケート結果

⑴　講座の感想及び意見（理解の難易度等）

難易度が入門的でとても理解しやすい内容であり、聞きやすかったという多くのご意見をいただきました。また、化学分析やデータの取扱の重要性を認識した、これを機にテキストを参考に少しずつ知識を深めこれからの業務に生かしたい、という建設的なご意見をいただきました。

一方、後日の確認に役立てるため、わかりやすかったパワーポイントの内容をプリントで配布してほしかったという要望や、省略した部分をもう少し詳しく、あるいは、テキストの内容以外のことも聞きたかったという提言もありましたが、今後の課題として検討したいと思います。

⑵　今後の講座への要望及び実施してほしいテーマ等

今後の講座のあり方としては、受講者参加型の講座や中級者を対象とした講座の要望がありました。

具体的に実施してほしいテーマとしては、①法令に関すること、②検査の原理や意義、③事故事例④計量証明の内容、⑤騒音・振動、⑥放射能に関すること等の要望がありました。

⑶　日環協及び民環協の活動についての要望

複数の参加者から、今後の民環協の活動として、今回のような教育・交流会を定期的に開催してほしい、そのほか、各種資格の勉強会や講演会等を開催してほしいとの要望もありました。

3．最後に

参加者の皆様には、長時間にわたる講義にもかかわらず熱心に受講していただき、無事終了できたことに講師一同深く感謝しています。また、多数のご参加をいただいた講義終了後の交流会は、情報交換や親睦の場としてご活用いただけたものと思っています。

今回の講座が日々の業務を見直すきっかけとなるとともに、今後の業務に生かしていただく良い機会であったならこの上ない喜びです。ご回答いただいた貴重なご意見は、会員の皆様方の日常業務やスキルアップに役立てていただけるよう、今後の事業計画等に反映していきたいと思っています。

民環協における節電の取組と今後に向けて

計量証明部会長　大 瀧 晴 恵

昨年の福島第一原発事故により電力供給量が不足したことから、民環協の会員機関においても積極的に節電に取組んでいます。計量証明部会の技術研修会では、２年間にわたり、各機関における節電の取組についての発表と意見交換を行ないました。引き続き節電に取り組む必要があることから、事例を以下に紹介します。

１．電気製品の節電方法

①照明器具は照度300ルクス確保の上で間引き、使用時のみ点灯する等こまめなON・OFFを励行する。
昼休み時間は原則消灯とする。買い換える場合はLED器具に変更する。
②エアコン等の冷暖房は必要なときにのみ使用する。またフィルターはこまめに清掃する。
冷房は28℃、暖房は20℃を目安とし、温度計を用いて実際の室温で管理する。
扇風機やサーキュレータを併用して室内の空気を攪拌する。
③パソコンは通年の取組として画面の明るさを調整し、使用時以外エコタップのスイッチをオフにする。
１時間半以上使用しない場合は、スリープモードやスタンバイモードにする。
スクリーン・セーバーでは節電・省エネにならないので注意する。
④コピー機やプリンターは紙詰まりを防ぐため、トレーに紙を入れ過ぎないようにする。
⑤冷蔵庫は背面を壁から５センチ以上離す。詰め過ぎに注意し、適温レベル（中～弱）に設定する。
⑥電気ポットやコーヒーメーカーは使用しない。また暖房便座は冬季以外は使用しない。
⑦待機電力カットのため、使用時以外はコンセント抜きか、エコタップスイッチをオフにする。
⑧自動販売機は消費電力の少ないものに取り替える。

２．その他の節電方法

①クールビズやウォームビズスタイルを取り入れる。
②ブラインドの羽根は水平にし、昼光の利用と熱負荷軽減を同時に実現する。また、網戸を活用する。
③デマンド監視装置によりデマンド値を監視し、最大需要電力を抑制する。
ピークカットにより電気料金を削減できるが、東北電気保安協会との監視委託契約が必要である。
④グリーンカーテン（ゴーヤ・キュウリ等）は、プランターより地植えの方か効果が大きい。
⑤窓に断熱フィルムを貼付するか、二重サッシに変える。壁面や屋根の断熱化を行う。
⑥職員に節電計画を周知し、パトロールの実施により節電を確実なものにする。
⑦使用電力量を掲示する等、電力の「見える化」により会社全体で節電に取組み、効果を共有する。
⑧定期的に定時退社を行う。残業の申請を事前制とし、可能な限り残業や休日出勤を避ける。

３．検査室における節電方法

①分析室や機器室の室温は28℃設定とするが、温度に注意する機器は取扱説明書に従い管理する。
・HRMS（DXN）：20～27℃（±3℃／日・±1℃／時）　・X線回折装置：10～25℃（±2℃）
・LC/MS/MS：15～30℃±2℃　・ICP/MS：15～30℃±2℃／時　等
②BOD操作は希釈水の調製も含め、投込み式冷却器の併用や恒温水槽を活用する。
③検査終了後は、エコタップスイッチ等により機器等の電源を確実にオフにする。
④年末年始やゴールデンウィーク、お盆休み等の連休には大型機器の電源をオフにする。

４．今後に向けて

エネルギー資源には限りがあること、また地球環境保全の観点からも、電気の無駄の排除は今後も継続して行う必要があります。そのためには経営者自らが率先して節電に取組み、職員には電力使用量の集計結果を掲示や回覧等で周知することにより、これまで以上に積極的に推進していくことが求められます。

地下水汚染未然防止に関する水質汚濁防止法の改正

新潟県県民生活・環境部　環境対策課

1．改正の概要

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年6月14日に成立、平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日に施行されました。

同法により、有害物質(※1)による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

2．届出対象施設の拡大

以下の有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、都道府県知事に届け出なければなりません。(法第5条第3項)

⑴　有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするものをいいます。下水道に排水の全量を放流している場合も届出が必要となりました。

⑵　有害物質貯蔵指定施設

有害物質を貯蔵するタンク等の施設。今回、新たに届出が必要となりました。

3．構造等に関する基準遵守義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、「構造等に関する基準」を遵守しなければなりません。(法第12条の4)

○「構造等に関する基準」とは有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の①施設本体、②施設の設置場所の床面及び周囲、③施設本体に付帯する配管･排水溝等について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。

○1．の届出時において、「構造等に関する基準」に適合しないと認めるときは、都道府県知事は構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができます。(法第8条第2項)

○また、これらの施設の使用時において、「構造等に関する基準」を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の一時停止を命ずることができます。(法第13条の3第1項)

4．定期点検義務の創設

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備、使用の方法等について、定期に点検し、その結果を記録、保存しなければなりません。(法第14条第5項)

○記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられます。(法第33条)

5．事業者の責務

⑴　対象となった施設の届出

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする方は、設置する60日以上前に「設置届出書」を所管の環境担当窓口まで提出する必要があります。

⑵　構造等に関する基準の遵守及び定期点検

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設について、下図の例に示す部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となります。遵守すべき構造等に関する基準、必要な定期点検の内容は環境省のホームページ（※2）を参照ください。

なお、既設の施設については、施行日から3年間（平成27年5月31日まで）は、構造等に関する基準の適用が猶予されます（ただし、この場合であっても定期点検の実施は必要です）。

（※1）　規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目となっています。（平成24年10月現在）

（※2）　本規制の詳しい内容・マニュアルは、以下の環境省のホームページをご覧ください。
http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html

新潟県民間環境検査機関協議会会員名簿

■正会員 (五十音順)

機　関　名	住　所	TEL／FAX
(株)アート環境設計	〒950-2053 新潟市西区寺尾前通1丁目15番1号	025-233-4333 / 025-233-4353
(株)ＮＳＳ	〒959-0232 燕市吉田東栄町8番11号	0256-78-7611 / 0256-78-7622
(一財)下越総合健康開発センター	〒957-0054 新発田市本町4丁目16番83号	0254-23-8352 / 0254-22-0492
(株)クラレ 新潟事業所	〒959-2691 胎内市倉敷町2-28	0254-43-2521 / 0254-43-2864
(一社)県央研究所	〒955-0805 三条市吉田1411の甲	0256-34-7072 / 0256-35-6483
(株)県都食品環境分析センター	〒950-0022 新潟市東区幸栄1丁目7番12号	025-270-8890 / 025-270-8132
コープエンジニアリング(株)新潟分析センター	〒950-3101 新潟市北区太郎代1448番地3	025-255-2166 / 025-257-4871
(一財)上越環境科学センター	〒942-0063 上越市下門前1666番地	025-543-7664 / 025-543-7882
東北緑化環境保全(株) 新潟支社	〒957-0101 北蒲原郡聖籠町東港1丁目1-155	025-256-2506 / 025-256-3134
(一財)新潟県環境衛生研究所	〒959-0291 燕市吉田東栄町8番13号	0256-93-4509 / 0256-92-6899
(社)新潟県環境衛生中央研究所	〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7	0258-46-7151 / 0258-46-9851
(一財)新潟県環境分析センター	〒950-1144 新潟市江南区祖父興野53番地1	025-284-6500 / 025-284-0022
(一財)日本気象協会 新潟支店	〒950-0962 新潟市中央区出来島1丁目11番26号	025-281-5711 / 025-282-3272

■賛助会員 (五十音順)

会　社　名	住　所	TEL／FAX
池田理化工業(株) 新潟支店	〒950-0992 新潟市中央区上所上3丁目5-10	025-285-9277 / 025-284-1473
鐘通化学薬品(株)	〒951-8141 新潟市中央区関新1丁目7-22	025-231-7121 / 025-231-7123
島津サイエンス東日本(株) 新潟支店	〒950-0926 新潟市中央区高志1丁目3-14 ｱｸｼｽ1-102	025-286-7191 / 025-286-7193
タケショー科学(株)	〒950-0965 新潟市中央区新光町23	025-283-6231 / 025-285-6004
寺井科学器械(株)	〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町186-1	025-229-1198 / 025-224-7448
(株)新潟コンゴー	〒950-0831 新潟市東区下場25-1	025-279-2031 / 025-279-2032
(株)バイタルネット	〒950-2023 新潟市西区小新字大通3799番地1	025-234-1111 / 025-231-6797
北陸工機(株)	〒942-0001 上越市中央3丁目14-34	025-543-2434 / 025-544-5588
和光純薬工業(株)	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-5-13	03-3270-8571 / 03-3242-6501

編集ノート

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

一昨年3月に起きた東日本大震災から早2度目の冬を迎えましたが、震災地のがれき処理、放射能の除染もはかどらず、また被災地の復旧・復興もなかなか進んでおりません。未だに、全国で32万人以上の方が、新潟県内にも約6千人の方が避難生活を余儀なくされており、改めて被害の大きさが窺えます。一日も早く復興されることを切に願っております。

さて、本協議会の機関誌「民間検査機関だより」の歴史を振り返ってみますと、第1号は昭和50年1月に発刊されております。昭和52年から57年までの6年間は年2回発行されていたこともあり、現在までの39年間で41刊発行されております。

本協議会は、昭和48年10月に、前身である「新潟県指定検査機関協議会」として発足し、昭和54年4月に現在の「新潟県民間環境検査機関協議会」に改組されておりますが、機関紙名は、当初から「民間検査機関だより」になっております。

記載内容は、発刊当初から、部会活動結果報告に加えて、法令改正に関する話題、用語解説など啓発に関する記事が掲載されております。

今年は本協議会設立40周年を迎えます。これを記念した事業の一環として、本協議会の新名称を公募中である事はご存知の通りであります。協議会の名称変更に伴い、来年度からは機関紙の名前が変わるかもしれませんが、これまでの伝統を継承しつつ、新たな内容を加えたものになればと思っております。

業務ご多忙の中、原稿をお寄せいただいた皆様には深く感謝申し上げます。

編集委員　計量証明部会　大瀧
　　　　　精度管理部会　大湊
　　　　　水道食品部会　小川
　　　　　事　務　局　立石